

地域福祉力の向上と社会福祉基盤の充実

地域福祉施策の推進

福祉部 地域福祉課

1 地域福祉の推進

(1) 地域福祉の普及・促進

ア 市町地域福祉計画の推進等支援

誰もが住み慣れた地域で安心して生活できる地域社会の実現を目指し、県「地域福祉支援計画」（計画期間：令和6～10年度）の市町への普及を図り、市町による「地域福祉計画」の推進等を支援する。

〔計画策定市町〕 40市町（令和8年3月現在）

イ 包括的に支援する体制づくり

地域住民が抱える地域生活課題が複雑化・複合化する中、高齢・障害・児童等、各分野の支援体制では対応が困難な課題の解決を図るため、「相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」の一体的な実施に向けた市町の取組への支援を行うなど、多様な地域生活課題に対応できる包括的・分野横断的な支援体制の構築を推進する。

〔重層的支援体制整備事業の実施市町〕 17市（令和8年3月現在）

ウ 兵庫県地域見守りネットワーク応援協定の締結

要援護世帯への見守り活動や緊急事態への早期対応を図るため、各家庭を訪問し緊急事態を発見する可能性のあるライフライン事業者等と協定を締結し、各市町における重層的な見守り体制の構築を支援する。

〔協定締結団体〕 56団体（電力会社・ガス会社、宅配事業者、配食事業者等）

エ 兵庫県社会福祉大会の開催

社会福祉に功績のあった者の表彰や社会福祉に係る講演の開催を通じて福祉コミュニティ憲章の啓発を行い、地域福祉の推進を図る。

〔令和7年度実績〕	実施日	令和7年11月6日（木）
	実施場所	淡路市立しづかホール（淡路市）
	参加人員	約600人
〔令和8年度予定〕	実施日	令和8年11月6日（金）
	実施場所	和田山ジュピターホール（朝来市）

オ 社会福祉法人連絡協議会（ほっとかへんネット）との連携・協働、「ほっとかナイト」認定

社会福祉法に規定する「地域における公益的な取組」を、地域の複数の社会福祉法人が連携して取り組むために設置された「社会福祉法人連絡協議会（ほっとかへんネット）」と協働し、包括的な福祉相談、生活困窮者支援、災害派遣福祉チーム（DWAT）の設置・派遣など、多様な地域生活課題への対応を図る。

〔設立状況〕 49団体（県内全市区町毎に設立）

また、優れた活動実績を有するほっとかへんネットを、県・県社協・県経営協の3者で「ひょうごほっとかナイト」として認定する制度を令和7年度に創設し、ほっとかへんネット全体の底上げを図る。

※ R7認定：2団体（兵庫区・南あわじ市）

(2) ヤングケアラー・若者ケアラー支援体制の拡充 (23,918千円)

ア 高校生向けヤングケアラー実態調査の実施

ヤングケアラーを早期に発見して個別支援につなげるため、県内全高校生を対象にwebによる実態調査を新たに実施する。（生徒数129千人、対象校266校（特別支援学校を含む））

イ ヤングケアラー・若者ケアラー相談窓口の設置

ヤングケアラー・若者ケアラーの精神的負担軽減、市町や支援機関へつなぐなどの展開を図るため、電話やメール、LINEによる相談を実施する。

令和7年度から若者ケアラー向けメンタルサポート事業も実施。

〔実施団体〕 兵庫県社会福祉士会（兵庫県福祉センター内）

〔令和8年3月末実績〕 相談窓口665件、メンタルサポート35件

ウ 市町調整会議の開催

〔開催回数〕 年2回開催

〔会議議題〕 高校生向けヤングケアラー実態調査の実施

エ 当事者支援グループ活動推進

悩みや経験を共有、情報交換等の場づくりを促進するため、ピアサポート等の交流活動に取り組む団体の活動を支援する。

〔支援対象〕 ピアサポートを実施する団体に補助

〔令和7年度実績〕 補助団体数 6団体



【相談窓口チラシ】

オ ピアサポートの全県的な展開・育成

ヤングケアラーの居住地に関わらずピアサポートできるよう、オンライン交流会を開催する。
また、支援団体間の情報交換会を開催することにより、支援団体の育成を図る。

〔令和7年度実績〕 オンライン交流会：5回、情報交換会：2回

カ ヤングケアラー・若者ケアラー支援研修

ヤングケアラー・若者ケアラーの抱える問題に気づく体制づくりを構築するため、福祉・介護・教育等の関係職員を対象に研修を実施する。

〔令和7年度実績〕 参加者数 基礎編（オンライン研修）：650人
応用編（多職種連携研修）：92人

キ ヤングケアラー世帯への配食支援事業

ヤングケアラーの家事負担軽減を図るとともに、家庭状況を把握し必要に応じて対象者を適切な福祉サービスにつなげるため、一定期間、世帯全員を対象に配食支援を実施する。

なお、県と市町の役割分担を踏まえ、R8から18歳未満ヤングケアラー世帯の配食費用は市町負担。

〔実施回数〕 週1回・3ヶ月（全12回）

〔令和8年3月末実績〕 73世帯

(3) 民生委員・児童委員等の活動促進等

※県所管：政令市・中核市を除く36市町

ア 民生委員・児童委員活動の促進（308,101千円）

新任及び中堅の民生委員・児童委員を対象とした研修を実施し、資質の向上を図るとともに、活動費用等を補助する。

また、市町民生委員児童委員協議会に対し、地域の関係機関との連携・協議等に要する費用を補助する。

〔助成金額〕 民生委員・児童委員活動費用弁償費等補助 @ 60,200円／人

民生委員協議会機能強化事業補助 @200,000円／協議会^(※)

(※) ～R7：@80,000円／協議会

イ 民生委員・児童委員の担い手の確保（2,858千円）

民生委員・児童委員の担い手の確保が喫緊の課題となっていることから、活動しやすい環境の整備や担い手確保に向けた市町の取組への支援を行う。 [P29 資料編参照]

【民生委員・児童委員の委嘱状況】（令和8年4月1日現在）

(単位：人・%)

	総 数			(内 訳)					
				区 域 担 当			主 任 児 童 委 員		
	定 数	現 員	充足率	定 数	現 員	充足率	定 数	現 員	充足率
全 県	10,298	9,399	91.3	9,516	8,707	91.5	782	692	88.5
県 所 管	4,806	4,533	94.3	4,535	4,269	94.1	271	264	97.4
神戸市所管	2,542	2,228	87.6	2,190	1,946	88.9	352	282	80.1
姫路市所管	941	923	98.1	877	860	98.1	64	63	98.4
尼崎市所管	857	723	84.4	833	703	84.4	24	20	83.3
明石市所管	419	392	93.6	390	364	93.3	29	28	96.6
西宮市所管	733	600	81.9	691	565	81.8	42	35	83.3

ウ 民生・児童協力委員の設置と活動の促進（4,098千円）

民生委員・児童委員に協力して見守り活動や市町の福祉施策の普及啓発などの福祉活動を行う民生・児童協力委員を設置（民生委員1人につき原則2人）する。

【民生・児童協力委員の委嘱状況】（令和8年4月1日現在）

（単位：人・％）

		定 数	現 員	充足率
県 事 業		9,070	7,486	82.5
参 考	神 戸 市 事 業	—	339	—
	姫 路 市 事 業	1,754	1,558	88.8
	尼 崎 市 事 業	1,666	1,045	62.7
	明 石 市 事 業	780	574	73.6
	西 宮 市 事 業	1,382	793	57.4

（注1）政令市・中核市においては、県の事業を参考に同様の事業を実施

（注2）姫路市所管分の名称は「民生・児童推進員」

(4) 生活福祉資金等貸付事業への支援 (31,503千円)

低所得者、障害者や高齢者の経済的自立及び生活意欲の助長促進等を図るため、兵庫県社会福祉協議会が行う生活福祉資金等貸付事業に対して補助する。〔P29・30 資料編参照〕

【生活福祉資金等の貸付状況】

(単位：件・千円)

	R5		R6		R7	
	件数	金 額	件数	金 額	件数	金 額
総合支援資金	10	3,027	4	1,210	1	80
福祉資金	346	36,261	321	29,432	437	48,454
教育支援資金	1,174	1,000,580	1,083	933,181	1,161	1,104,365
不動産担保型生活資金	7	57,959	10	72,710	10	74,078
臨時特例つなぎ資金	4	160	5	174	1	30
計	1,541	1,097,987	1,423	1,036,707	1,610	1,227,007

(注) 緊急小口資金等の特例貸付分は除く。

【緊急小口資金等の特例貸付】 (受付期間：令和2年3月～令和4年9月)

コロナ禍で収入減少した世帯を対象として実施した特例貸付の償還について、償還困難者については、県・市町社会福祉協議会など関係機関と連携し、償還免除を進めるとともに、生活再建に向けた相談支援体制を強化して対応している。〔P30 資料編参照〕

【特例貸付の貸付状況】

(単位：件・千円)

区 分	件 数	金 額
福祉資金（緊急小口資金）	77,142	14,150,008
総合支援資金	124,563	66,419,401
計	201,705	80,569,409

(5) 権利擁護支援体制の整備・拡充 (116,661千円)

ア 成年後見制度利用促進・権利擁護支援専門員の配置

県社会福祉協議会に成年後見制度利用促進・権利擁護支援専門員(1名)を配置し、市町に対する権利擁護体制整備に関する情報提供や助言・研修等を行い、市町の体制整備を推進する。

イ 成年後見制度利用促進体制の整備・強化

市町が実施する法人後見の体制整備や市民後見人の養成研修等を含む成年後見制度利用促進体制の整備・強化事業に対して補助する。

〔令和7年度実績〕 29市町

ウ 権利擁護に係る研修の実施

成年後見人等の権利擁護の担い手が不足する中、全県域で尊厳のある本人らしい生活の継続が支えられるよう、権利擁護支援体制の拡充と権利擁護サポーター等の担い手養成を図るための研修を実施する。

(6) 孤独・孤立対策支援事業 (442千円)

ア 県版孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム（県版PF）の設置・運営

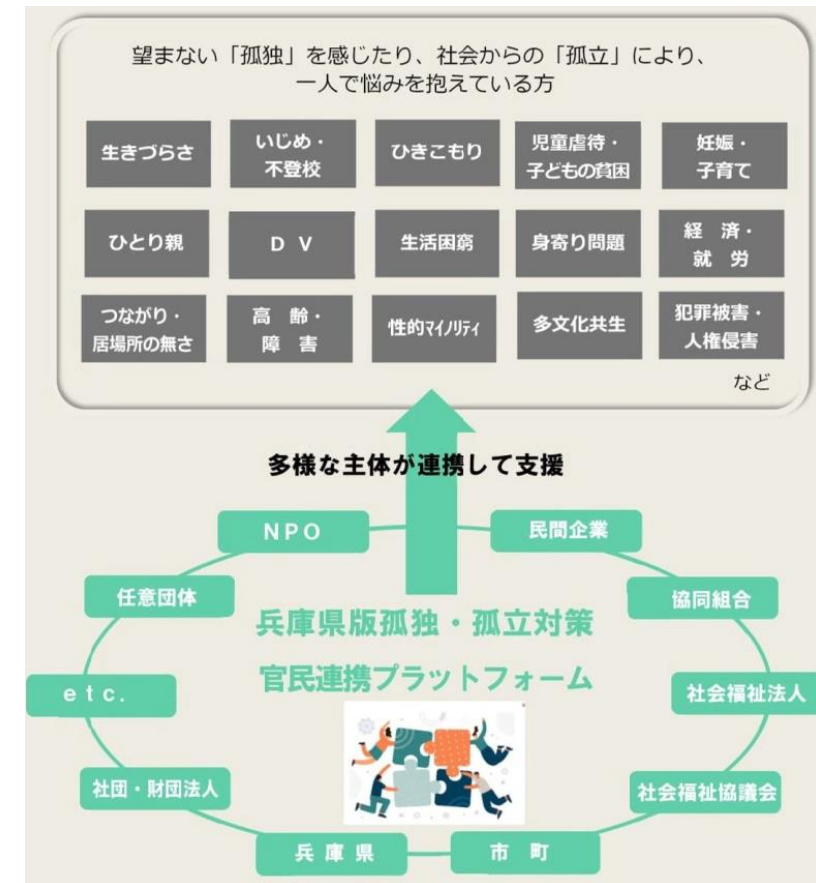
官民間わなない地域の関係者相互間の連携と協働を促進するため、「地方版孤独・孤立対策 官民連携プラットフォーム」の設置が努力義務となっているところ、令和7年11月に県版PFを設置・運営

- 〔参画団体数〕 77団体
- 〔R7実施事業〕 キックオフフォーラムの開催
(R7.11 参加者120名)
- 〔R8実施予定〕 情報交換会の開催 (R8後半)

イ 孤独・孤立対策庁内連携会議の開催

孤独・孤立は、年齢や属性を問わずあらゆる人が対象となりうることから、福祉に留まらずあらゆる分野に孤独・孤立対策の視点を持って対応することが重要であり、分野横断的な連携強化を図るため、庁内関係課室を構成員とする連携会議を開催

- 〔構成員〕 庁内10部局・教育委員会事務局の26課室
- 〔R7実績〕 R7.8オンライン開催、R8.3書面開催



【県版プラットフォームのイメージ】

(7) 災害時の被災者支援

ア 「兵庫県災害派遣福祉チーム（兵庫DWAT）」の設置（2,478千円）

災害時において、要配慮者の福祉ニーズに的確に対応し、避難生活中における生活機能の低下等の防止を図るため、避難所等で要配慮者に対する福祉支援を行う「兵庫県災害派遣福祉チーム（兵庫DWAT）」を設置し、災害時の支援体制の充実を図る。

(ア) 被災地におけるDWATの活動内容

①要配慮者情報の収集、②要配慮者へのアセスメント、③避難所等における日常生活上の支援、相談支援、環境整備 等

(イ) 兵庫DWATの現状

チーム員(※)登録者数：8市 460名〔令和8年3月末現在〕

(※) 介護福祉士、社会福祉士、ケアマネジャー、保育士等

(ウ) 主な取組

被災地における円滑な支援が行えるよう、①チーム員登録の促進、②実践的な内容の研修開催や訓練への参加を通じたチーム員の資質向上を図る。

- ・ DWAT説明会の実施〔令和7年度実績：5市・延べ13回〕
- ・ DWAT養成研修（基礎・応用）の開催
〔令和7年度実績：《基礎》2回、受講者95名 《応用》1回、受講者37名〕
- ・ DWAT養成出前研修の開催〔令和7年度実績：2回（神戸市・姫路市）、受講者77名〕
- ・ 県・市町合同防災訓練への参加〔令和7年度実績：R7.11.9、姫路市〕

イ 災害弔慰金・災害援護金の支給等（13,229千円）

災害による被災者を支援するため、法令等の規定に基づき、災害弔慰金及び災害援護金を支給する。
〔P31 資料編参照〕

〔令和7年度実績〕 災害弔慰金、災害援護金ともに支給なし

(8) 福祉人材研修センターの運営

ア 各種研修の実施（14,048千円）

兵庫県福祉人材研修センター（神戸市中央区中山手通）において、社会福祉事業従事者等の資質向上を図るための各種研修を実施する。

〔委 託 先〕 兵庫県社会福祉協議会

【研修の実施状況(令和7年度)】

区 分		講座数	参加者数 (人)	備 考
県指定管理研修 (指定管理料で実施) ※地域福祉課所管分	福祉行政職員研修	5	235	福祉行政機関新任職員研修、 ケースワーカー研修 等
	社会福祉事業従事者研修	9	500	福祉従事者新任・中堅職員研修 等
	小 計	14	735	
研修センター実施 (受講料収入で運営)	社会福祉専門研修	13	559	相談面接技術研修 等
	福祉マネジメント研修	24	1,123	管理職研修、労務管理研修 等
	小 計	37	1,682	
県委託研修	ヤングケアラー・ 若者ケアラー支援研修	1	92	
合 計		52	2,509	

イ 職場研修アドバイザー事業（3,281千円）

兵庫県福祉人材研修センターに職場研修アドバイザーを配置し、社会福祉施設、介護サービス事業所、障害福祉サービス事業所等の職場研修を支援する。

〔委 託 先〕 兵庫県社会福祉協議会

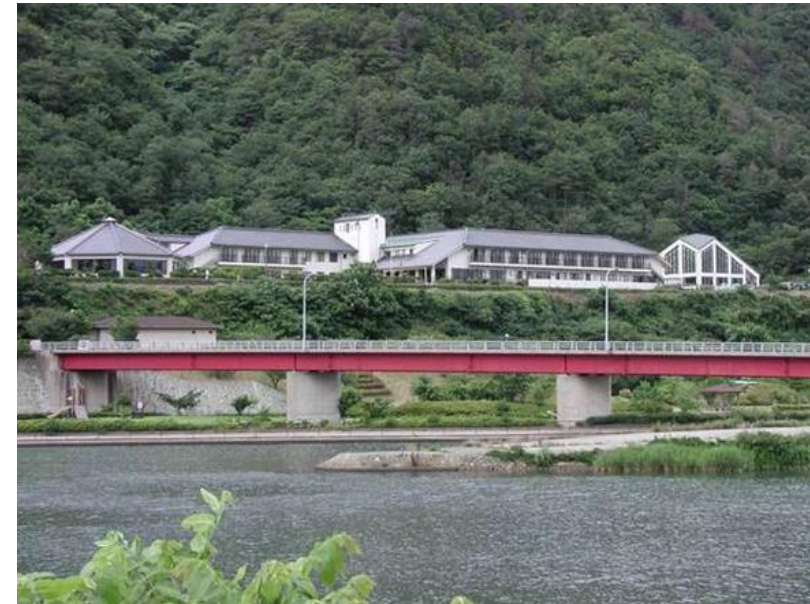
(9) 浜坂温泉保養荘跡地の公募による売却

浜坂温泉保養荘あり方検討会（R6.11～R7.7に6回開催）の報告書やサウンディング調査の結果等を踏まえ、公募による民間事業者への跡地売却を進める。

【浜坂温泉保養荘の概要】

項目	内容
位置付け	障害者更生センター 身体障害者福祉センター（身体障害者福祉法31条）の一種で、身体障害者に宿泊・レクリエーション等休養のための便宜を供用
所在地	美方郡新温泉町浜坂775
施設概要	・ 土地：16,831.07㎡、建物：6棟（3,498.65㎡） ・ 23部屋（和室14・洋室2・和洋室7）・定員80名
備考	・ S58開設。H18に行革の一環で県から兵庫県社会福祉事業団に移管（土地建物は県から無償貸与） ・ 貸与期間：H18.4～H28.3、H28.4～R8.3 ※R8.2末で事業団による運営終了、R8.3末で県に引継済

【浜坂温泉保養荘遠景】



2 福祉サービス利用者等の支援

(1) 日常生活自立支援事業の運営支援 (145,869千円)

認知症高齢者や精神障害者等の判断能力に不安のある方を支援するために、福祉サービスの情報提供・利用援助・日常的金銭管理を行う「日常生活自立支援事業」を実施する兵庫県社会福祉協議会の運営費を補助する。

【日常生活自立支援事業の利用状況】 (単位：件、人)

	R5	R6	R7
相 談 件 数	67,181	72,069	74,924
利 用 者 数	1,208	1,207	1,233

(注) 相談件数には利用契約後の相談を含む。

(2) 福祉サービス運営適正化委員会の運営支援 (3,482千円)

日常生活自立支援事業の適正な運営の確保及び福祉サービスに関する利用者等からの苦情の適切な解決を図るため、兵庫県社会福祉協議会に設置された中立の第三者機関である福祉サービス運営適正化委員会の運営費を補助する。

【福祉サービス運営適正化委員会に寄せられた苦情への対応状況】

(単位：件)

		R5	R6	R7
	受 付 件 数	226	274	332
対 応 状 況	事 情 調 査	0	0	0
	助 言	57	126	152
	話し合いの推奨	47	66	51
	紹 介 ・ 伝 達	98	76	124
	県 等 へ の 通 知	0	0	0
	そ の 他	24	6	5

3 生活保護世帯・生活困窮者等への支援

(1) 生活保護制度の安定運営 (2,925,738千円)

ア 生活保護制度の概要

制度の目的	現に生活に困窮する国民に対し、 <u>困窮の程度に応じて必要な保護を行い、健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、自立を助長する</u>	
実施主体	市及び県（町の区域）	
保護の種類	生活扶助、教育扶助、住宅扶助、医療扶助、介護扶助、出産扶助、生業扶助、葬祭扶助	
負担割合	居住地保護	市部：国3/4、市1/4、町部：国3/4、県1/4
	現在地保護（長期入院で居住地のない者等）	国3/4、県1/4 (政令市・中核市：国3/4、市1/4)

イ 生活保護の動向

被保護者数は、平成20年の世界金融危機以降急増したが、雇用環境の改善等により、平成27年12月をピークに減少に転じ、令和8年2月現在の被保護者数は94,914人

（対前年同月比1,787人減）、保護率は1.79%（対前年同月比▲0.03%）となっている。

被保護世帯数は、近年はやや減少傾向で推移してきており、令和8年2月現在では76,501世帯（対前年同月比843世帯減）となっている。

[P32 資料編参照]

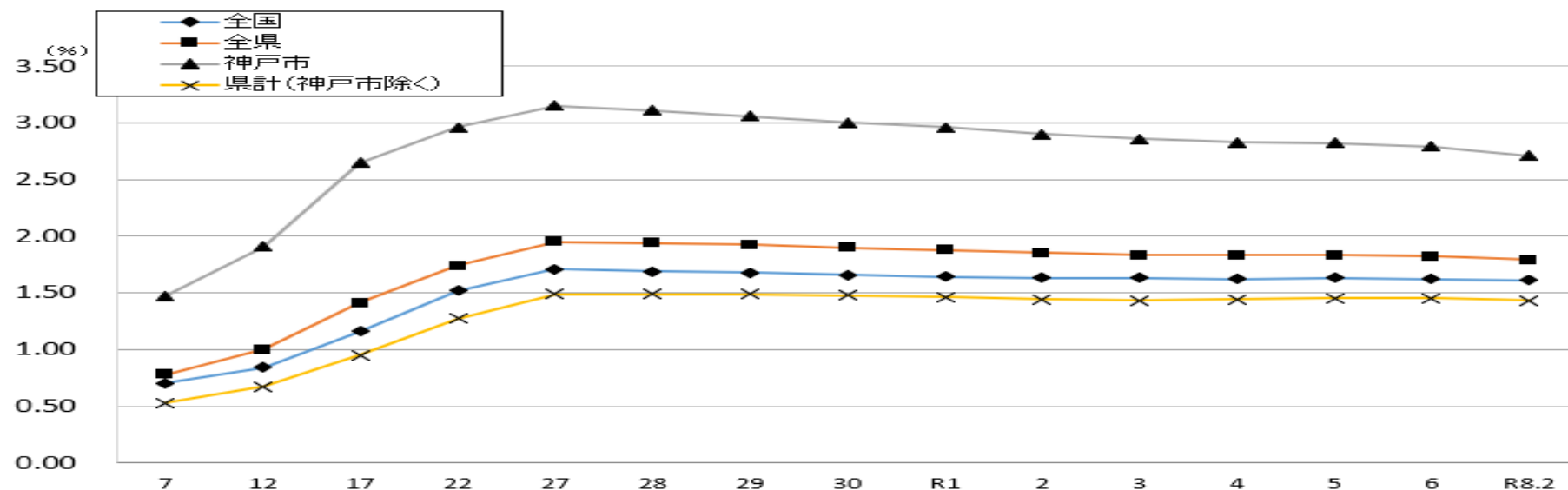
【被保護者数（世帯数）】

（単位：人・世帯）

	H7	H12	H17	H22	H27	R2	R3	R4	R5	R6	R8.2
全県	42,489 (28,501)	55,154 (37,665)	79,088 (53,613)	97,119 (68,083)	107,854 (78,799)	100,879 (78,073)	99,643 (77,845)	98,698 (77,725)	98,240 (77,909)	97,294 (77,720)	94,914 (76,501)
うち	21,269	28,108	40,431	45,597	48,304	44,218	43,438	42,718	42,295	41,628	40,190
神戸市	(14,257)	(19,060)	(26,966)	(31,500)	(34,954)	(33,945)	(33,668)	(33,436)	(33,310)	(33,056)	(32,216)

【保護率の推移（年度平均）】

(単位：%)



【被保護世帯等の状況】（神戸市を含む）（単位：%）

単身	単身世帯		2人以上の世帯 (母子世帯を含む)						
	83.3%		16.7%						
世帯類型別	高齢		障害		傷病		母子		その他
	53.9%		14.0%		12.6%		4.6%		15.0%
開始理由別	傷病		死別・離別		定年・失業		仕送り・預貯金減		その他
	13.8%		1.0%		13.0%		64.1%		8.1%
受給期間別 (神戸市・姫路市・ 尼崎市・明石市・ 西宮市を除く)	6ヶ月未満	6ヶ月～ 1年未満	1年～ 2年未満	2年～ 3年未満	3年～ 5年未満	5年～ 7年未満	7年～ 10年未満	10年以上	
	5.6%	5.4%	9.2%	7.9%	11.9%	9.5%	12.7%	37.7%	

【生活保護費の推移】

(単位：百万円)

	R2	R3	R4	R5	R6	R7
全 県	174,731	173,790	172,920	177,115	177,018	176,269
うち神戸市	76,010	75,728	74,437	75,976	74,374	74,490

※R7年度は暫定値

【生活保護費の内訳】（令和7年度扶助別事業費）（単位：百万円）

施設事務費 2,405 (1.4%)

介護扶助 4,332 (2.5%)

合計176,269百万円

医療扶助 90,495 (51.3%)	生活扶助 48,826 (27.7%)	住宅扶助 28,649 (16.3%)			
---------------------	---------------------	------------------------	--	--	--

教育扶助 525 (0.3%)

その他扶助 1,037 (0.6%)

ウ 自立支援プログラムの活用促進

被保護者が抱える傷病や多重債務等、様々な問題に対応する具体的支援方法や実施手順等を内容とする「自立支援プログラム」を各福祉事務所が作成し、個々の状況に応じた支援に取り組むよう、県が作成したモデルプログラムの活用を促進する。

【県が策定したモデルプログラムの例】

入院患者退院促進プログラム	入院患者個々の自立阻害要因の除去により、①退院の促進、②退院後の居宅生活、③日常生活・社会生活を支援
高齢者見守り支援プログラム	①支援機関や民生委員による見守り、②周囲との関係再構築、③地域貢献活動機会の紹介等により、社会との繋がり維持・向上を支援
多重債務者への支援プログラム	法テラス、無料法律相談等、関係機関、制度の効果的活用により多重債務を解消させ、継続的な自立を支援

エ 就労支援員の配置

県健康福祉事務所・市福祉事務所に就労支援員を配置し、履歴書の書き方や面接の受け方の指導、ハローワークへの同行訪問等、被保護者の早期の就労自立を促進する。

〔令和8年3月末配置人数〕 就労支援員88人

オ 福祉事務所等への指導監査

「漏給の防止」（保護を受けるべき人に適正に保護を講じる）、「濫給の防止」（不適正な保護は講じない）及び個々の被保護者に応じた「自立の支援」を基本とした、生活保護行政の適正な実施を確保するため、福祉事務所等（神戸市を除く。）に対する生活保護法施行事務指導監査を実施する。

【実施状況】（令和7年度）

	一般監査	特別監査		計
		確認監査	個別実地監査	
対象数	34	7	-	41

カ 救護施設への指導監査

身体や精神の障害等により居宅で日常生活を営むことが困難な要保護者を入所させて生活扶助を行う救護施設（県所管）に対し、事業運営、施設運営等に関する指導監査を実施する。

【県内救護施設設置状況】

（単位：ヶ所、人）

	県所管	神戸市	姫路市	合 計
施設数	3	5	1	9
定 員	240	300	100	640

キ 生活保護担当職員の資質向上

生活保護制度の適正な運営を図るため、関係職員の資質向上を目指し、ケースワーカー研修、査察指導員研修、医療扶助等事務担当者研修等を開催する。

ク 最高裁判決を踏まえた生活保護費の追加給付

平成25年の生活保護基準改定を違法とする最高裁判決（令和7年6月）を踏まえ、国の方針を受けて、引き下げられた生活保護費等の差額分の一部を対象世帯に追加給付する。

〔対 象〕

平成25年8月から平成30年9月までの間に生活保護を受給していた世帯など

〔世帯数・支給時期〕

①受給中世帯（900世帯）：令和8年7月3日に給付済み

②廃止世帯（約1,000世帯）：受給当時の世帯主からの申出に基づき給付
令和8年8月1日より全国一斉に受付開始予定

(2) 生活困窮者の自立支援

ア 生活困窮者自立支援制度の推進（59,408千円）

生活困窮者自立支援法に基づき、生活保護に至る前段階の生活困窮者に対し、必要な支援を実施する（実施主体：市及び県（町の区域））。

(ア) 自立相談支援事業（必須）

生活困窮者からの相談に応じ、必要な情報提供及び助言を行うとともに、支援計画の作成等の支援を一体的かつ計画的に行うことにより、就労支援等、自立の促進を支援する。

〔令和7年度実績〕相談件数11,140件、就労者数651人

(イ) 住居確保給付金（必須）

離職により住宅を失った又はそのおそれのある者、離職又は廃業に至っていないが離職等と同程度の状況にある者に対して、家賃相当分を有期で給付する。

また、改正生活困窮者自立支援法を踏まえ、住居確保給付金を拡充し、家賃が低廉な住宅への転居費用を支援する。

【家賃相当分】

- ・支給額 生活保護の住宅扶助基準額に準拠
 - ・支給期間 原則3ヶ月間（一定の条件を満たした場合は最長9ヶ月受給可能）
- 〔令和7年度実績〕 支給決定件数 341件

【転居費用分】

- ・支給額 転居先の住宅扶助額に3を乗じて得た額
- 〔令和7年度実績〕 支給決定件数 2件

(ウ) 就労準備支援事業（努力義務）

就労に必要な知識や技能が不足している生活困窮者に対して、一般就労に向けた準備としての基礎能力の形成を支援する。

〔令和 8 年度実施〕 24市及び県(町の区域)

〔令和 7 年度実績〕 事業利用件数 257件

(エ) 居住支援事業（努力義務）

住居を持たず、緊急に衣食住が必要な生活困窮者に対して、宿泊場所や衣食の提供を実施するとともに、居住に不安を抱える者に対しては、見守りや生活相談等を行い、地域生活の継続を支援する。

〔令和 8 年度実施〕 シェルター事業 : 27市及び県(町の区域)

地域居住支援事業 : 6市及び県(町の区域)

〔令和 7 年度実績〕 事業利用件数 129件

(オ) 子どもの学習・生活支援事業（任意）

生活困窮世帯の子ども・その保護者に対する学習支援、生活習慣・育成環境の改善、教育及び就労に関する支援を実施する。

〔令和 8 年度実施〕 18市及び県(町の区域)

(カ) 家計改善支援事業（努力義務）

家計収支の均衡が取れていないなど家計に問題を抱える生活困窮世帯の家計の状況とその課題を把握し、家計の改善の意欲を高めるための支援を実施する。

〔令和 8 年度実施〕 22市及び県(町の区域)

〔令和 7 年度実績〕 事業利用件数 451件

イ ひょうごフードサポートネットの推進（6,962千円）

行政・福祉関係機関・民間企業・地域団体等の公民が連携して食品配布等の支援体制の構築に取り組む「ひょうごフードサポートネット」の参画団体による生活困窮世帯等への配食や見守り活動等への支援を実施する。

また、専用ホームページにおいて、サポートネットの取組や県内の食支援情報等を発信するとともに、企業等に食品寄附を広く募り、公民連携による食支援体制の構築を推進する。

ウ ホームレスの自立支援対策の推進（1,413千円）

（ア）関係機関・団体との連携強化

「兵庫県ホームレスの自立の支援等に関する実施方針」（令和7年3月策定）に基づき、国・県・市町・民間支援団体による「ホームレス自立支援対策連絡協議会」を開催し、相互の連携強化を図る。

〔構成員〕 兵庫労働局、県関係課、神戸・尼崎市、NPO法人等

（イ）厚労省・ホームレス概数調査※の結果

令和8年1月現在で43人であり、平成15年1月調査と比較し904人減少している。

【県内のホームレス数】

（単位：人）

	神戸市	姫路市	尼崎市	西宮市	その他	合計
H15.1全国調査	323	57	323	130	114	947
R7.1全国調査	23	6	10	4	3	46
R8.1全国調査	20	7	10	4	2	43

※各市町の担当者等が指定期間内（1週間程度）に調査日を設定し（1～2日程度）、管内の都市公園、河川敷等を巡回し、目視で確認

(ウ) 生活保護の適用

生活保護の受給を希望し、保護の要件を満たす者については、個々の意向や抱える問題に応じた生活保護を適用している。

a 生活保護適用者へ実施した支援 (令和6年度) (単位：延べ件数)

	居宅保護	施設入所	入院	外来治療	合 計
全 県	165	12	19	11	207
うち神戸市	77	3	3	0	83

b 無料低額宿泊所での生活保護の適用

無料低額宿泊所で一時的な住まいを確保し、生活保護を適用するとともに、福祉事務所のケースワーカーが就労支援等自立に向けた支援を行う。

〔設置数〕 6ヶ所（定員計333人）（神戸市1、尼崎市3、西宮市2）

エ 「子ども食堂」への支援（「子ども食堂」応援プロジェクト）（4,500千円）

「ふるさとひょうご寄附金」を活用し、経済的な理由等により食事が十分にとれない子どもたちに温かい食事を提供する「子ども食堂」の立ち上げ経費を助成する。

〔対 象〕

新たに「子ども食堂」を開設する団体

〔助成対象経費〕

「子ども食堂」の開設に必要な需用費・備品購入費等

（例：冷蔵庫、炊飯器、食器の購入費等）

〔令和7年度実績〕

助成団体数 20団体



【子ども食堂】

4 戦傷病者・戦没者遺族等援護対策の推進

【援護関係者の状況】

(単位：人)

項 目		全 国	兵 庫 県
戦没者（軍人・軍属・準軍属）		約 2,300,000	約 97,400
恩給年金 等受給者	遺 族	53,992 (R8.3月末)	2,279 (R8.3月末)
	本 人	498 (R8.3月末)	24 (R8.3月末)
戦傷病者手帳所持者		1,560 (R7.3月末)	39 (R8.3月末)

(1) 終戦関連事業の推進 (3,830千円)

ア 全国戦没者追悼式への遺族派遣

政府主催の追悼式に遺族代表を派遣する。

〔開催日〕 令和8年8月15日

〔場 所〕 日本武道館

イ のじぎくの塔慰霊祭等への助成及び島守の塔慰霊祭の実施

沖縄戦で戦没した本県出身者を慰霊する「のじぎくの塔」慰霊祭の実施等に要する経費を（一財）兵庫県遺族会に助成するとともに、沖縄戦で殉職された本県出身の故島田叡沖縄県知事をはじめ沖縄県職員を慰霊するため「島守の塔」慰霊祭を実施する。

〔開催日〕 令和8年11月20日

〔場 所〕 摩文仁の丘（沖縄県糸満市）



【のじぎくの塔慰霊祭】

(2) 戦争の記憶と教訓の次世代への継承

ア 平和の語り部活動の推進

兵庫県遺族会と連携して実施している

「平和の語り部活動」を学校現場でさらに推進する。

〔令和7年度実績〕 実施件数 15件

〔内訳〕 小学校9件、中学校4件、その他2件



【学校での語り部活動】

イ 県内戦争遺跡の伝承

県HPに掲載している「戦争の記憶と教訓の継承」の紹介事例をさらに充実していく。



JR三ノ宮駅高架機銃掃射痕



海岸ビル機銃掃射痕



御影公会堂機銃掃射痕

ウ 高校生による共同制作動画の活用

島田叡元沖縄県知事の母校・兵庫高校と地元・那覇高校の生徒により共同制作された島田知事の功績を紹介する動画を、ひょうごチャンネルにて広く県民へ配信する。

(3) 戦没者遺族の援護 (53,489千円)

ア 遺族年金等の支給

戦没者の遺族に対し、法令の規定に基づき支給される遺族年金等の進達及び特別給付金の裁定等を行う。

〔令和7年度実績〕 進達・裁定処理件数 5件 [P33 資料編参照]

イ 特別弔慰金の支給

戦没者の遺族に対し、戦後の節目の年に国として弔慰の意を表す特別弔慰金の裁定等を行う。

〔第12回特別弔慰金の概要〕

基準日	令和7年4月1日
金額	27.5万円（5年償還の記名国債）
請求期間	令和7年4月1日～令和10年3月31日
請求見込件数	約29,000件

ウ 戦没者遺族相談員による相談

戦没者遺族の福祉の向上を図るため、戦没者遺族相談員51人に委託し、年金・恩給・特別給付金等の相談を実施する。

〔令和7年度実績〕 相談件数 323件

(4) 戦傷病者等の援護 (3,799千円)

ア 障害年金等の支給

戦傷病者等に対し、法令の規定に基づき支給される障害年金等の進達及び特別給付金の裁定等を行う。

〔令和7年度実績〕 進達・裁定処理件数 0 件 [P34 資料編参照]

イ 戦傷病者特別援護法による援護

県内在住の戦傷病者に対して、法令の規定に基づき、戦傷病者手帳を交付し、公務傷病等の療養に対する給付など特別の援護を行う。

〔令和7年度実績〕 療養給付等の処理件数 4 件 [P34 資料編参照]

ウ 戦傷病者相談員による相談

戦傷病者等の福祉の向上を図るため、戦傷病者相談員2人に委託し、傷病恩給・特別給付金等の相談を実施する。

〔令和7年度実績〕 相談件数 6 件

(5) 旧軍人・軍属の援護 (1,660千円)

旧軍人・軍属に対し、法令の規定に基づき支給される普通恩給等の審査・進達事務を行う。

〔令和7年度実績〕 恩給の進達処理件数 0 件 [P34 資料編参照]

(6) 中国帰国者の援護 (7,255千円)

ア 支援給付の実施

帰国した中国残留邦人が属する世帯の収入が一定の基準を満たさない場合に、生活、住宅、医療、介護等の支援給付を行う。

〔支援給付受給者数〕 86世帯121人、うち県（郡部） 1世帯 1人 （令和7年度末時点）

イ 相談・支援体制の整備

中国帰国者が安心した生活を送れるよう自立支援通訳、自立指導員等を配置する。

〔配置状況〕 自立支援通訳：市21人、県1人 自立指導員：市8人、県1人
就労相談員：県1人

ウ 日本語学習支援の推進

中国帰国者支援・交流センターが行う日本語学習支援事業の補完事業として、講師を派遣し、地域のコミュニティセンターや受講者宅等で日本語教室を実施することにより実用会話の習得等を支援する。

〔令和7年度実績〕 日本語教室実施件数：161件
受講者数：11人（本人、配偶者、二世、三世等）
講師数：4人

エ 地域生活支援プログラムの推進

各市は、地域生活支援プログラムとして、日本語学習教室や交流事業等を実施しており県は広域的な観点から、これを支援するため、市の支援・相談員、自立支援通訳等を対象とした研修会などを開催する。

1 民生委員・児童委員の相談・支援活動（全県）

（単位：件、（ ）内は構成比％）

区分 年度	高齢者に関すること	障害者に関すること	子どもに関すること	その他 (生活保護など)	計
R4	117,584 (59.1)	8,074 (4.1)	38,150 (19.2)	34,946 (17.6)	198,754 (100.0)
R5	108,763 (57.2)	7,269 (3.8)	39,255 (20.6)	34,995 (18.4)	190,282 (100.0)
R6	110,498 (57.4)	7,331 (3.8)	41,394 (21.5)	33,225 (17.3)	192,448 (100.0)

2 生活福祉資金貸付事業等の実施状況

(1) 生活福祉資金貸付制度の概要及び貸付決定状況

資金の種類			貸付限度額	償還期間 (据置期間)	貸付件数・金額(千円)	
					R6年度	R7年度
総合支援資金	生活支援費	生活再建までの間に必要な生活費用	(2人以上の世帯) 月 200 千円以内 (単身)月 150 千円以内	10 年 (6 月)	4 件 1, 210	1 件 80
	住宅入居費	敷金、礼金等住宅の賃貸借契約を結ぶために必要な費用	400 千円以内		0 件	0 件
	一時生活再建費	生活を再建するために一時的に必要なかつ日常生活費で賄うことが困難である費用	600 千円以内		0 件	0 件
	小 計				4 件 1, 210	1 件 80
福祉資金	福祉費	技能習得に必要な経費、生業を営むのに必要な経費他	5, 800 千円以内 ※資金の用途により異なる	20 年 (6 月) ※同左	167 件 16, 977	276 件 35, 297
	緊急小口資金	緊急かつ一時的に生活の維持が困難となった場合に貸付ける少額の費用	100 千円以内	12 月 (2 月)	154 件 12, 455	161 件 13, 157
小 計					321 件 29, 432	437 件 48, 454
教育支援資金	教育支援費	高等学校、大学又は高等専門学校に修学するために必要な経費	・高校:月 35 千円以内 ・大学:月 65 千円以内 他	20 年 (6 月)	1, 083 件 933, 181	1, 161 件 1, 104, 365
	就学支度費	高等学校、大学又は高等専門学校への入学に際し必要な経費	500 千円以内			
不動産担保型生活資金	不動産担保型生活資金	低所得の高齢者に対し、一定の居住用不動産を担保として生活資金を貸付ける資金	・土地評価額の 70% 程度以内 ・月 300 千円以内	貸付契約終了時 (契約の終了後 3 月)	0 件	2 件 30, 716
	要保護世帯向け不動産担保型生活資金	要保護の高齢者世帯に対し、一定の居住用不動産を担保として生活資金を貸付ける資金	・土地及び建物の評価額の 70%程度以内 ・月額は最低生活費等を勘案し保護の実施機関が定めた額以内		10 件 72, 710	8 件 43, 362
小 計					10 件 72, 710	10 件 74, 078
合 計					1, 418 件 1, 036, 533	1, 609 件 1, 226, 977

(2) 臨時特例つなぎ資金制度の概要及び貸付決定状況

目 的	貸付限度額	貸付件数・金額	
		R6 年度	R7 年度
公的給付制度又は公的資金制度を申請している住居のない離職者に対して、当面の生活費を貸付ける資金	100千円以内	5 件 174千円	1 件 30千円

※ 借受人、世帯主ともに住民税非課税の世帯については、申請に基づき免除が可能。

(3) 緊急小口資金等の特例貸付

	福祉資金（緊急小口資金）	総合支援資金
対象者	新型コロナウイルス感染症の影響を受け、休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする世帯	新型コロナウイルス感染症の影響を受け、収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯
貸付上限	・ 学校等の休業、個人事業主等の特例の場合 20 万円以内 ・ その他の場合 10 万円以内	(二人以上) 月 20 万円以内 (単 身) 月 15 万円以内 貸付期間：原則 3 月以内
据置期間	1 年以内※	1 年以内※
償還期限	2 年以内	10 年以内
貸付利子	無利子	無利子

※ 借受人、世帯主ともに住民税非課税の世帯については、申請に基づき免除が可能。

	根 拠	対 象	実施	支給（貸付限度）額
災害弔慰金・ 災害障害見 舞金	災害弔慰 金の支給 等に関する 法律	①災害弔慰金：自然災害により死亡した者の遺族	市町 〔国 1/2 県 1/4 市町 1/4〕	①災害弔慰金 生計維持者：5,000 千円 その他の者：2,500 千円
		②災害障害見舞金：自然災害により重度障害となった者		②災害障害見舞金 生計維持者：2,500 千円 その他の者：1,250 千円
災害援護資 金貸付		①自然災害により療養期間が1ヶ月以上の負傷をした世帯主	市町 〔国 2/3 県 1/3〕	1,500 千円～3,500 千円
		②自然災害により住居、家財の1/3以上の被害を受けた世帯主		
災害援護金・ 死亡見舞金	災害援護 金等の支給に関する規則	①災害援護金 自然災害等により全壊、半壊等の被害を受けた世帯主及び1ヶ月以上の重傷を負った被災者	県 〔県 10/10〕	①災害援護金 全 壊 200 千円 半 壊 100 千円 一部損壊 50 千円 (10%以上) 又は床上浸水 重傷被災者 30 千円
		②死亡見舞金 災害弔慰金の支給対象と ならない被災者の遺族		②死亡見舞金 60 千円～200 千円

4 生活保護制度の安定運営

(1) 生活扶助費の例（月額、令和7年10月～）（単位：円）

	阪神間 (1級地－1)	郡部 (3級地－2)
標準4人世帯（35歳、30歳、9歳、4歳）	202,710	178,480
母子2人世帯（30歳、4歳）	151,670	134,990
高齢者単身世帯（68歳）	77,980	68,950
高齢者夫婦世帯（68歳、65歳）	123,460	109,720

(2) 保護の推移（神戸市を含む）（単位：世帯・人・％）

		R2	R3	R4	R5	R6	R8. 2
被保護世帯数 (対前年比)		78, 073 (99. 6%)	77, 845 (99. 7%)	77, 725 (99. 8%)	77, 909 (100. 2%)	77, 720 (99. 8%)	76, 501 (98. 9%)
被保護人員数 (対前年比)		100, 879 (98. 4%)	99, 643 (98. 8%)	98, 698 (99. 1%)	98, 240 (99. 5%)	97, 294 (99. 0%)	94, 914 (98. 2%)
保護率 (対前年増減)		1. 85 (-0. 03)	1. 83 (-0. 02)	1. 83 (±0. 00)	1. 83 (±0. 00)	1. 82 (-0. 01)	1. 79 (-0. 03)
参考 (保護率)	神戸市 (対前年増減)	2. 90 (-0. 06)	2. 86 (-0. 04)	2. 83 (-0. 03)	2. 82 (-0. 01)	2. 79 (-0. 03)	2. 71 (-0. 06)
	尼崎市 (対前年増減)	3. 79 (-0. 15)	3. 76 (-0. 03)	3. 74 (-0. 02)	3. 70 (-0. 04)	3. 67 (-0. 03)	3. 56 (-0. 09)
	全国 (対前年増減)	1. 64 (±0. 00)	1. 63 (-0. 01)	1. 62 (-0. 01)	1. 63 (+0. 01)	1. 62 (-0. 01)	1. 61 (-0. 01)

(注) R2～R6は年度平均

(3) 地域別の保護の現状（令和8年2月末現在）（単位：世帯・人・％）

	神戸	阪神南	阪神北	東播磨	北播磨	中播磨	西播磨	但馬	丹波	淡路
被保護世帯数	32,216	19,740	6,283	7,074	1,106	6,965	1,251	692	295	879
被保護人員数	40,190	24,466	7,973	8,898	1,323	8,380	1,491	816	345	1,032
保護率	2.71	2.38	1.15	1.26	0.53	1.51	0.65	0.57	0.37	0.87

(4) 世帯類型別の保護の現状（令和8年2月末現在）

全県の状況	高齢者世帯	障害者世帯	傷病者世帯	母子世帯	その他世帯
構成比（％）	53.9	14.0	12.6	4.6	15.0
対前年同月比（％）	99.4	101.2	98.3	92.6	97.6
対前年増加数（世帯）	△236	124	△168	△278	△281

5 戦傷病者・戦没者遺族等援護対策の推進

33

(1) 戦没者遺族の援護

ア 遺族年金等（令和8年4月1日現在）

（単位：円）

区 分（主なもの）		支給要件等		支 給 額
		対 象 者	要 件	
援 護 法	弔慰金	軍人・軍属 ・準軍属の 遺族	公務又は勤務関連傷病による死亡	50,000
	遺族年金 ・給与金		公務傷病による死亡	2,097,500
恩 給 法	公務扶助料	軍人・軍属 の遺族	公務傷病による死亡	2,097,500 (最低保障額)
	増加非公死 扶助料		増加恩給受給者の公務以外の事由に よる死亡	1,677,900 (最低保障額)
	傷病者遺族 特別年金		傷病年金又は特例傷病恩給受給者の 公務以外の事由による死亡	593,900 又は 485,900

（注）援護法：「戦傷病者戦没者遺族等援護法」

イ 特別給付金

（単位：円）

	支給要件	国債額面金額
戦没者等の妻に 対する特別給付金	戦没者等の妻で公務扶助料又は遺族年金等の受給者 (根拠：戦没者等の妻に対する特別給付金支給法) ○請求受付(市区町窓口受け付け期間) R5. 4. 1～R8. 3. 31	1,100,000

ウ 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金

（単位：円）

	支 給 対 象 者	国債額面金額
第 12 回特別弔慰金	基準日（R7. 4. 1）において、恩給法による公務扶 助料や戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年 金等を受ける者（戦没者等の妻や父母等）がいない 場合に三親等内の遺族一人に支給 ○請求期間（市区町村窓口受付期間） R7. 4. 1～R10. 3. 31 (根拠：戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法)	275,000 (5年償還の記名国債)

(2) 戦傷病者等の援護（令和8年4月1日現在）

ア 障害年金等

（単位：円）

区 分 (主なもの)		支給要件等		支給額
		対象者	要 件	
援 護 法	障害年金	軍 人 軍 属 準 軍 属	公務又は勤務関連傷病による障害の程度が特別項症～第5款症の者	10,380,900 ～ 792,800
恩 給 法	増加恩給	軍 人	公務傷病による障害の程度が特別項症～第1款症の者	10,380,880 ～1,977,200
	傷病年金	軍 属	公務傷病による障害の程度が第2款症～第5款症の者	1,799,000 ～1,025,400
	特例傷病恩給	軍 人	職務関連傷病による障害の程度が特別項症～第5款症の者	7,914,010 ～792,800
	傷病賜金 (一時金)		障害の程度が第1目症・第2目症の下士官以下の軍人	第1目症 48,000 第2目症 32,000

イ 特別給付金

（単位：円）

区 分	支 給 要 件	国債額面金額
戦傷病者等の妻に対する特別給付金	特別項症から第5款症の障害を有する戦傷病者としての恩給その他関係法令に基づく年金等受給者の妻 ○請求受付終了（R7.4.1時点）	—

ウ 戦傷病者特別援護法による援護

種 類	内 容
戦傷病者手帳の交付	公務傷病等による款症以上（軍人は目症以上）の障害を有する者に交付
療養の給付	公務傷病等により療養を必要とする者に給付
補装具の支給及び修理	公務傷病等により補装具を必要とする者に支給（修理）
J R無賃乗車券引換証の交付	障害の程度に応じ、毎年、乗車券・急行券引換証を交付

(3) 恩給法による旧軍人・軍属の援護

（単位：円）

	支給要件等		支給額
	対象者	要 件	
普通恩給	軍人・軍属	最短恩給年限（准士官以上は13年、下士官以下は12年）以上の在職年数があること	606,500 (最低保障額)
普通扶助料	軍人・軍属の遺族	普通恩給受給者の死亡	593,900 (最低保障額)
一時恩給 (一時扶助料)	軍人・軍属 (上記の遺族)	引き続く実在職年が3年以上あること（受給権者の死亡）	15,150 ～ 93,000
一時金 (遺族一時金)	軍人 (上記の遺族)	断続した実在職年の合計が3年以上あること（受給権者の死亡）	15,000